



登校証明書の扱い（一部変更）について

久宝寺小学校 保健室

インフルエンザについて、従来の「登校証明書」は不要になり、**保護者が記入する「登校届」**に変更されました。
(R8.4.12 sigfy 配信 八尾市教育委員会より「治癒証明書の運用が一部変更になります」参照)

インフルエンザに感染したら、**「登校届」**を提出してください。他の感染症については、従来の**「登校証明書」**を医療機関にて記入いただき、学校へご提出ください。

【出席停止の学校感染症例と出席停止期間の基準】

百日咳様疾患	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後5日間経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、か皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
結核	登校証明書が必要  病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎	
溶連菌感染症	
手足口病	
伝染性紅斑（りんご病）	
ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ感染症	
感染性胃腸炎	
RSウイルス感染症	
突発性発しん	
とびひ	

インフルエンザ	 発熱後5日経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (発熱日を0日目として数える。解熱も同様に数える)	登校届
新型コロナウイルス 感染症	有症状→発熱した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状→検体採取日から5日を経過するまで	提出 不要